

「みんなの食堂」運営モデル実証業務について

1 目的

青森県では、「健康で活力に満ちた『暮らし』の実現」に向け、県民のライフステージに応じた食育活動を展開している。

この一環として、地域住民に対する栄養バランスに優れた食事の提供等を通じて、健康的な食生活の支援や孤食の防止、食文化の伝承等、地域における食育の推進を図るため、地域の子どもから高齢者まで幅広い世代の住民が食事を共にする「共食」の場である「みんなの食堂」の開設・運営のモデル実証を業務委託により実施する。

☆「みんなの食堂」とは

「子ども食堂」、「〇〇地域食堂」など、誰かと食事を共にする「共食（きょうしょく）」の場として、地域のボランティア団体等が定期的に安価で栄養バランスに配慮した食事を提供している食堂のことを、県では「みんなの食堂」としています。

「みんなの食堂」は1人暮らしや生活様式の変化による「孤食（1人で食べること）」の増加や「子どもの貧困」といった課題の解決に大きな役割を果たしています。

「共食」の機会が多いと、バランスのとれた食事をとる頻度が高い傾向にあることから、県では「共食」の場を支援しています。

2 業務内容

(1) 「共食」の場を提供することを目的とした「みんなの食堂」の開設

業務委託期間中に、「みんなの食堂」を（令和元年度：10回程度、令和2年度：5回以上）開設すること。

(2) 食事の提供等

実施に当たっては、以下のことに配慮すること。

ア 無料又は低額の負担金を徴収し、参加者に食事を提供すること。

イ 運営スタッフの中に、食品衛生責任者を置き、食品衛生の取扱いに細心の注意を払うとともに、各種感染症対策を講じた上で実施すること。

ウ 調理実習として、参加者に調理の一部に参加してもらうこと。

エ 提供する食事は、栄養バランスに配慮し、米や魚、肉、野菜、海藻、豆類など多様な食材を組み合わせること。

オ 旬の食材や地元の農林水産物をできる限り使用し、季節やイベントに合わせた食事や郷土料理の提供など地域の食文化の伝承を考慮すること。

カ 食事の提供のほか、食育指導者等による食育講座、地域住民・農林漁業者との交流活動、栄養相談、学習支援等も併せて実施すること。

キ 食事の提供対象や提供方法により、食品衛生法に基づく営業許可や届出が必要な場合は、保健所から許可を得た上で実施すること。

(3) 実施結果の取りまとめ（実施報告書の作成）

(4) その他、上記（1）から（3）に関連して必要となる業務

3 実施者選定方法

公募により募集し、審査会を行い、実施者を選定

4 実施団体

【令和元年度：3団体】

団体名	実施市町村
あおもり食命人ネットワーク	十和田市、東北町、八戸市
桜川食育教室いただきます！	青森市
青森中央短期大学	青森市

【令和2年度：5団体】

団体名	実施市町村
東地区ちいきの絆食堂	弘前市
弘前市食生活改善推進委員会	弘前市
青森市立沖館小学校教育振興会	青森市
特定非営利活動法人 SEEDS NETWORK	青森市
社会福祉法人 千年会	弘前市

【参考】あおもり「みんなの食堂」と農林水産業のネットワークについて

地域の共食の場である「みんなの食堂」は、主にボランティア団体が運営しており、運営資金の確保に苦勞しているのが現状です。

そこで、農林水産物の生産・販売等を行う団体・個人、みんなの食堂運営団体等が参加する「あおもり『みんなの食堂』と農林水産業のネットワーク」を立ち上げ、食品ロスの低減や地産地消にもつながる取組として、農林水産業で発生する未利用農産物（規格外品、余剰品）等と、食材を必要とする「みんなの食堂」をマッチングすることとしています。

現在、ネットワーク会員を募集しておりますので、興味のある方は、食の安全・安心推進課までお問い合わせください。

（詳細は、97ページ「未利用農産物等と『みんなの食堂』の食材マッチング体制及びルール概要」を御覧ください。）